

公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

	令和2年	5月14日
一部改訂	令和2年	5月25日
一部改訂	令和2年10月	2日
一部改訂	令和3年10月	19日
一部改訂	令和4年	6月9日
一部改訂	令和4年11月	30日
公益社団法人全国公民館連合会		

○昨今の感染対応状況及び新たなエビデンスを踏まえたガイドラインの改訂について

政府方針の推移や感染状況及び新たなエビデンス等を踏まえ、令和4年11月30日に本ガイドラインの改訂を行いました。

公民館においては、感染防止策を市町村の方針に基づき適切に実施するとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たし、状況に応じて人々の自由で闊達な日常を取り戻すため、地域社会の健全な発展に寄与する公民館活動の継続・拡大に向けた参考にしてください。

○変異株の重症化率の増減に対する考え方について

感染力及び重症化率の増減を伴う「変異株」については、感染防止を目的としていること及び対応が多岐にわたることで対応が追いつかなくなることを回避するため、本ガイドラインでは特別な対応はせずに取り扱っています。社会的な動向を踏まえて、市町村の方針に基づき対応してください。

○ワクチン接種及び各種検査（PCR検査・抗原検査）に対する考え方について

国内の現在の状況について、ワクチン接種の効果が寄与しているとの知見があります。また、自己の状態を正しく把握することは感染拡大の抑止に有効であるため、各種検査の種類及び検査方法の情報に容易にアクセスできることは対策のひとつとして有効です。

ただし、現時点でのワクチン接種は任意性があるため、地域内で対象者を限定しない対応が求められる公民館において、接種証明または検査結果の確認を前提とする「入館すら許さない運営」は適さないと考えています。「イベントにおける対応（※）」は市町村の方針に基づき実施してください。

ワクチン接種及び各種検査の情報について、都道府県及び市町村でも周知に尽力しています。社会教育の観点から地域住民に正しい理解を促すために情報提供の充実について、必要に応じて適宜対応してください。

- （※）政府の動きとして、イベント開催時にワクチン接種歴または検査結果の確認を行うことが推奨されています。必要に応じて市町村の方針に基づき、イベント主催者に要請する等の対応をしてください。「地方公共団体や民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について」（R4.3.11／分科会の中間とりまとめ）

【用語の整理】

対処方針	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
提言	新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言
専門家会議	新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
分科会	新型コロナウイルス感染症対策分科会
職員等	施設の職員や出入りする民間事業者
来館者	施設に来館する者
参加者	事業に参加する者
三密	以下の3つの密の場面 ①密閉空間(換気が悪く密閉している空間) ②密集場所(多くの人が密集している場所) ③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面)
5つの場面	以下の5つの場面 ①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ飲食 ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活 ⑤居場所の切り替わり
対人距離	<u>対人距離をとる場合は、三密にならないように留意して、人と人が触れ合わない距離とする。</u>
発熱	平熱+1度以上の発熱
感染が疑われる症状	発熱、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ、咳、咽頭痛、味覚及び嗅覚障害などの症状

【このガイドラインの運用について】

政府や都道府県からの要請を踏まえた市町村の方針に基づき、本ガイドラインを適用してください。また、感染状況の増減によるマスクの着用を含めたすべての対策の柔軟な対応についても同様としてください。

《消毒液を活用する場合の注意点》

- 消毒に使用する薬剤は「アルコール」「次亜塩素酸ナトリウム溶液」を適切に使用してください。
- その他の消毒液については厚生労働省が公開する「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を参考にしてください。

アルコール	効果を発揮する濃度に留意してください。 推奨濃度は(60%～95%)とします。 日本薬局方(76.9%～81.4%)と米国CDC推奨(60%～95%)の範囲内としています。
-------	--

次亜塩素酸ナトリウム溶液	残留塩素が皮膚に悪影響を与えないように留意してください。 使用時は手袋をし、消毒直後に濃い溶液が残留しないように水拭きをしてください。
--------------	--

《発症等により感染が疑われる人を確認した場合の注意点》

- ・ 速やかな帰宅を促し、検査を受けることを推奨してください。
- ・ 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等の適切な防護を実施してください。
- ・ 感染が疑われる人が滞在した部屋の換気を実施してください。

【1. ガイドラインの作成と改訂の経緯について】

本ガイドラインは、感染拡大を抑止することを最優先課題として、政府の「対処方針（R2.5.4 版）」を踏まえ、「専門家会議」の「提言（R2.5.4 版）」において示されたガイドライン作成の求めに応じ、公民館（自治公民館を含む。以下同様。）における新型コロナウイルス感染防止策として実施すべき基本的事項を整理したものととして令和2年5月14日に策定しました。

その後、変異株（デルタ株等）の感染が急速に拡大したことを踏まえ、政府の「対処方針（R3.8.25 版）」において、業種別ガイドラインの改訂が促されました。そこで、新たなエビデンス等を踏まえ、令和3年10月19日に改訂しました。

その後、政府の「対処方針（R4.5.23 版）」の公表及び国民の理解度の向上、ワクチン接種の推進及び医療対応の向上や感染状況の傾向、政府や都道府県及び市町村による対応が知見の蓄積により充実してきたことを踏まえ、令和4年6月9日に改訂しました。

その後、社会活動が活発になり、地域による感染状況及び医療対応力が多様化していることに伴い、汎用性の高い事項に重点を置いたガイドラインとして運用するために、令和4年11月30日に改訂しました。今回の改訂における基本的な考え方は次のとおりです。

<p>公民館は地域内の多くの人が来館し、集会やイベントなどにより交流が盛んに行われる場であるため、新型コロナウイルスが来館者や職員等の間で伝播する可能性は高く、適切な感染対策が求められます。</p> <p>新たな知見等に基づいた感染対策を実施する場合、感染リスクが高い「飛沫（エアロゾルを含む、以下同様）」を制御することが求められます。マスクを適切に着用し、大声での会話を避け、換気を適切に実施する必要があります。特に多くの人が集まり、会話が頻回に行われる場では飛沫による感染リスク増大の影響が大きくなります。飛沫感染を防ぐ場合に、過去に推奨されたアクリル板やビニールカーテン等の設置はマスクを着用している場合は必須とせず、ガイドラインから削除しています。また、物品やドアノブなどの共有物を介した接触感染のリスクは飛沫を吸い込むことに比べると高くないため、基本的な手指衛生の管理が適切に行われている場合の接触感染のリスクは抑えられます。日々の清掃を適切に行うことで十分な効果が得られるため、施設内の設備及び物品等の消毒をこまめに実施する必要はありません。</p> <p>なお、第三者によるイベントを実施する場合は、事前に感染対策について主催者側と施設管理者側の双方で共有を図ることが重要です。</p>
--

本ガイドラインは社会活動の活性化を念頭に置いた公民館における感染対策の標準的な対策を示したものです。実際の運用にあたっては、市町村の方針に基づいて、個々の施設が置かれた状況に寄り添った対策が求められるため、感染拡大期及び医療機関等の対応が十分ではない事態等の緊急時における閉館または事業実施の延期等の判断を含めて、必要事項を個別に加除したマニュアル等を作成し運用することが望ましいと考えています。(令和4年11月30日)

【2. 感染防止のための基本的な考え方】

施設管理者は、施設内及びその周辺地域において、「職員等」及び「来館者」への新型コロナウイルスの感染拡大を防止すること及び健全な地域社会の維持を達成することのバランスを踏まえ、対策を実施してください。

特に「三密」にあたる3つの条件の何れか1つにでも該当する場合には、感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これを避けることなど、自己への感染回避とともに、他人に感染させないように感染防止策を適切に実施してください。

【3. リスク評価】

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である「①接触感染」、「②飛沫感染（エアロゾル感染を含む）」のそれぞれについて、「職員等」や「来館者」の動線や接触等を考慮した感染防止策を検討してください。

① 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど「手が触れる場所と頻度」を確認してください。なお、手指衛生が適切に管理されている場合には接触感染のリスクは低減されるため、適切な清掃を行うことで十分な効果が期待できます。

② 飛沫感染（エアロゾル感染を含む）のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、会話または大声などを出す可能性がある場がどこにあるかなどを確認してください。特に換気については、空気の滞留等により換気が追いつかなくならないよう空気の流れを確認してください。

③ 集客施設のリスク評価

三密の回避を妨げるような大規模な来館が見込まれるか、対人距離が確保できるほどの来館にとどまるか、これまでの実績と比較して確認してください。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、感染拡大の可能性が認められた場合の対応について確認してください。感染状況の動向により、医療機関の対応が十分に得られない場合及び重症化リスクの向上が認められている場合には、市町村の方針に基づき、対応を強化する必要があると想定されます。

【4. 施設内の滞在及び事業の実施における具体的な対策】

① 対策を要する事項

《呼気の管理》

- ・ 飛沫感染の抑止には、呼気による飛沫を制御することが重要です。「三密の管理」、「マスクの適切な着用（会話の抑制含む）」、「十分な換気の実施」により、リスクの低減に留意してください。

《衛生の管理》

- ・ 接触感染の抑止には、手指を清潔に保つことが重要です。手洗いまたは手指消毒の実施により接触感染の抑制を図ってください。

《三密の管理》

- ・ 三密の回避には、来館者数の管理等が重要です。また、感染拡大期には市町村の方針に基づき、以下のような対応を適切に実施できるよう準備を整えてください。
 - 来館可能時間、来館可能者数の抑制（来館待機列の設置、日時指定の予約等）
 - 施設内各室の着席数の抑制（間隔を空ける、互い違いに着席する等）

《施設の管理》

- ・ 感染症全般において施設内を清潔に保つことは、来館者の対策意識を高めることにもつながります。通常の清掃を適切に実施し、施設内を清潔に保ってください。

《健康の管理》

- ・ 適切な健康管理を促してください。特に感染が疑われる症状を有している場合は施設内に滞在しないようにしてください。

《多数の人が集まる活動の管理》

- ・ イベント等で多数の人が集まる活動は、市町村の方針に基づいた具体的な計画を立てて実施してください。

《地域内の一体的な対策》

- ・ 住民が安心して行動するためには、市町村の方針を中心にして、一体的な感染防止策を実施することが重要です。ガイドライン及び個人の認識等が多様に存在するため、本ガイドラインの適用時は市町村の方針を最優先にしてください。また、第三者に施設を貸し出す場合も、当該事業の主催者に対して市町村の方針に基づいた対応を促してください。

② 個別の取り扱いに関する事項

《マスク着用の取り扱い》

マスク着用する場合に、十分な効果を得るためには、鼻と口を確実に覆い、隙間ができないようにすることが重要です。着用には適切なマスクを使用し、品質の確かなものを選んでください（不織布マスクを推奨）。

《マスクの適切な着脱について》（厚生労働省HPより転載）

- ・屋外では季節を問わず、マスクの着用は原則不要です。
- ・屋内では距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合をのぞき、マスクの着用をお願いします。場面に応じた適切なマスクの着脱をお願いします。

《対人距離の確保の取り扱い》

対人距離が必要と判断される場合は用語の整理で示した距離を保つようにしてください。今後の社会的な状況の変化には、市町村の方針により柔軟に対応してください。

《十分な換気の取り扱い》

換気を実施する場合は、空気の滞留等により換気が追いつかなくならないよう空気の流れを確認してください。外気温や構造等により、窓を開放した換気が適当でない場合には、適切な空調設備を活用した常時換気を実施してください。

《会話の抑制の取り扱い》

近距離での会話により、互いの呼吸を交換することで感染リスクが高くなります。コミュニケーションの主となる会話自体を妨げるものではありませんが、近距離での会話が感染リスクを高めることへの理解を促してください。

《手洗い・手指消毒の取り扱い》

接触感染の抑止には、手指を清潔に保つことが重要です。せっけん等を用いた流水による手洗い及び手指の消毒が有効であるため、いずれかの方法を実情に応じて促してください。

③ 広報・周知

- ・ 職員等及び来館者に対して、以下について周知してください。
 - 対人距離の確保の重要性の理解とその実施
 - マスク着用の重要性と熱中症防止の対応の理解とその実施
 - 健康管理の重要性の理解とその実施
 - 差別防止の重要性の理解とその実施
 - 市町村の方針及び本ガイドラインに基づいた感染防止策の重要性の理解とその実施
- ・ 感染防止策の取組を行う旨を施設のホームページや掲示物等で公表してください。

④ チェックシート

- ・ ガイドラインの要点をまとめたチェックシート（別添）を活用し、感染防止策を実施してください。項目は必要に応じて適宜修正してください。

(別添)

公民館における新型コロナウイルス感染症の拡大防止チェックシート

1. 呼気の管理

- 正しいマスクの着用を周知している。
- マスクを着用している場合であっても、「大声」、「近距離での会話」による感染リスクへの理解を促している。
- マスクの着用を要しない場面を理解している。

2. 衛生の管理

- 手洗いや手指消毒を実情に応じて実施ができるようになっている。

3. 三密の管理

- 対人距離が適切に管理されている。
- 来館者数の想定を把握し、制限が必要になったときの対策がある。

4. 施設の管理

- 清掃と消毒が適切に管理されている。
- 換気が適切に管理されている。
- 湿度が適切に管理されている。

5. 健康の管理

- 健康の管理への理解促進が実施されている。

6. イベントの管理

- 感染が疑われる場合に施設内に滞在しない対策がある。
- 三密の管理等の具体的な計画が立てられている。

7. 地域内の情報把握

- 市町村の方針把握など、感染者等の発生に備えている。

※項目は必要に応じて適時修正してください。